

平成25年11月28日判決言渡

平成25年(行ケ)第1号・第2号 選挙無効請求事件

判 決 要 旨

第1号原告

第2号原告

第1号・第2号被告

岡山県選挙管理委員会

主 文

- 1 平成25年7月21日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の岡山県選挙区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

理 由 の 要 旨

第1 事案の概要

本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙(以下「本件選挙」という。)について、岡山県選挙区の選挙人である原告らが、被告に対し、平成24年法律第94号による改正(以下「本件改正」という。)後の公職選挙法14条1項、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定(以下「本件定数配分規定」という。)は、人口比例に基づかず、憲法14条等に違反し無効であるから、同規定に基づき施行された本件選挙の岡山県選挙区における選挙を無効とすることを求めた事案である。

第2 当裁判所の判断の要旨

- 1 憲法は、国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めているところ、国民主権を実質的に保障するためには、国民の多数意見と国会の多数意見が可能な限り一致することが望まれる。また、法の下での平等を定めた憲法14条1項は、投票価値の平等を要求しているものと解される。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下での平等の原則から導かれる憲法の要請である。

2 憲法は、両議院の議員の定数、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定めるべきものとしており、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これを選挙制度にどのように反映させていくかについて、国会の合理的な裁量に委ねている。

しかしながら、投票価値の平等は、最も基本的な要請とされるべきであるから、国会は、選挙に関する事項を法律で定めるに当たり、選挙区制を採用する際は、投票価値の平等を実現するように十分に配慮しなければならない。また、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由はない。

したがって、投票価値の平等に反する選挙に関する定めは、合理的な理由がない限り、憲法に違反し無効というべきである。

3 本件定数配分規定の合憲性について

(1) 本件改正前の参議院議員定数配分規定に基づいて施行された平成22年選挙に係る選挙無効請求訴訟において、平成24年大法廷判決は、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対5.00であったことについて、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨判断した。

平成22年選挙後、4つの選挙区において議員定数を4増4減するという内容の本件改正がなされたが、それでも、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.77と5倍に匹敵する程度の較差であり、較差が4倍を超える選挙区が6選挙区あり、較差が3倍を超える選挙区が岡山県を含めて11選挙区（本件改正によって定数が減員された福島県と岐阜県も含まれている。）に及んでおり、投票価値の不平等状態は依然として継続している。また、本件定数配分規定によれば、全有権者数の3分の1強の投票で、選挙区選出議員の過半数を選出することができることからしても、投票価値の不平等さは甚だ顕著であるといえる。

したがって、本件定数配分規定は、本件選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていると認められる。

- (2) もっとも、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の著しい不平等状態が生じているということをもって、直ちに憲法に違反するということはできず、投票価値の著しい不平等状態が相当期間継続しているにもかかわらず、これを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合に、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

平成17年10月に参議院改革協議会の下に設置された専門委員会が提出した報告書によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差是正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは相当困難があるとされており、平成21年大法廷判決は、平成19年選挙における選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、投票価値の平等という観点から、なお大きな不平等が存する状態であるとした上で、前記の専門委員会の報告書を踏まえて、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要になると指摘した上で、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれると判示している。したがって、国会は、遅くとも、平成21年大法廷判決が言い渡された平成21年9月30日から、単に各選挙区の定数を振り替えるといった改正にとどまるのではなく、参議院議員の選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならない責務があったといえる。

ところで、現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要するといえる。

しかしながら、平成21年大法廷判決から本件選挙までの間、約3年9か

月の期間が存在し、平成22年5月には、参議院改革協議会座長から参議院議長に対して、平成22年選挙後、本件選挙に向け、選挙制度の抜本的な見直しの検討を直ちに開始し、平成23年中に公職選挙法改正案を提出する旨の報告がされたにもかかわらず、結局は、4選挙区において議員定数を4増4減するという本件改正にとどまり、本件選挙までに選挙制度の抜本的見直しを講じた具体案を国会に上程することすらしていないから、国会が選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたというには大きく疑問が残る。そして、本件改正の附則には、平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれているが、平成22年5月の時点でも、本件選挙までに参議院議員の選挙制度の抜本の見直しを行うとされながら、これを行わずに、選挙区の定数の振り替えを内容とする本件改正に至ったこと、本件選挙後の選挙制度の改革に向けての検討状況が、いまだ、選挙制度の抜本的な見直しに向けて具体的・本質的な協議が行われているとは認められないことに照らすと、本件改正の附則どおりに、平成28年選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しをした法案が成立するという見通しは、甚だ不透明であるといわざるを得ない。

投票価値の著しい不平等状態の是正は、国民主権に直結する極めて重要な問題であることからすれば、他の懸案問題に優先して取り組むべきものであり、東日本大震災の対応や景気回復等国会が取り組まなければならない課題が山積していることを最大限考慮しても、本件選挙までの間に、投票価値の著しい不平等状態を是正する案を国会に上程すらできなかったことについて合理的理由があるとはいえない。

以上のような事情を考慮すれば、本件選挙までの間に、国会が、投票価値の著しい不平等状態を是正する措置を講じなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといえる。

4 本件選挙の効力について

本件定数配分規定は、憲法に違反し、無効というべきであるから、憲法に違反する本件定数配分規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県選挙区における選挙も無効とすべきである。

本件選挙において、無効判決が確定した一部の選挙区における選挙のみ無効とされ、他の選挙区における選挙はそのまま有効とされた場合には、その後の参議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区から選出された議員を欠いた状態で行われることになり、47選挙区の全ての選挙において選挙無効となった場合には、本件選挙による全ての選挙区選出議員を欠く状態になる。

しかしながら、投票価値の平等が憲法上の要請であること、無効判決が確定した選挙区における選挙の効力についてのみ、判決確定後将来にわたって失効するものと解されること、仮に本件選挙における47選挙区の全ての選挙が無効になったとしても、平成22年選挙によって選出された議員と本件選挙における比例代表選挙による選出議員は影響を受けず、これらの議員によって、参議院としての活動が可能であることなどを考慮すれば、長期にわたって投票価値の平等という憲法上の要請に著しく反する状態を容認することの弊害に比べ、本件選挙を無効と判断することによる弊害が大きいということとはできない。

したがって、本件選挙を違憲としながら、選挙の効力については有効と扱うべきとのいわゆる事情判決の法理を適用することは相当ではない。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官	片	野	悟	好
裁判官	濱	谷	由	紀
裁判官	山	本	万	起子